

佐賀県告示第 440 号

次の加入区において平成 26 年 11 月 11 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、平成 30 年 11 月 10 日限り消滅した。

平成 30 年 11 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

東与賀町加入区